

公益財団法人 稲盛財団  
役員及び評議員等の報酬等  
並びに費用に関する規程

## 目次

第1条	目的及び意義	3
第2条	定義等	3
第3条	報酬等の支払	3
第4条	報酬等の額の決定	3
第5条	定例報酬及び役員賞与の支給方法	3
第6条	退職慰労金	3
第7条	費用	4
第8条	公表	4
第9条	改正手続	4
第10条	補則	4
別表	別表	5

## 第1条 (目的及び意義)

この規程は、公益法人稲盛財団（以下「本財団」という。）の定款第 17 条及び第 35 条、並びに第 38 条の規定に基づき、役員及び評議員、並びに特別顧問及び相談役の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条 (定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 15 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 特別顧問及び相談役とは、定款第 38 条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## 第3条 (報酬等の支払)

- 1 本財団は、役員及び相談役の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の報酬は、(別表 1)「常勤役員年額報酬表」に基づき、月額定例報酬及び役員賞与を支給することができる。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 4 非常勤の役付役員及び相談役については、職責に応じ、(別表 2)「非常勤役員等年額報酬表」に基づき、月額定例報酬を支給することができる。
- 5 役員、評議員及び特別顧問、相談役に対し、理事会及び評議員会等の出席に応じ、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。但し、常勤役員及び非常勤の役付役員、相談役で前項の報酬が支給される者については対象外とする。

## 第4条 (報酬等の額の決定)

- 1 常勤役員の報酬は「常勤役員年額報酬表」に基づき、非常勤の役付役員及び相談役の報酬は「非常勤役員等年額報酬表」に基づき、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 2 前条第 5 項に示す役員、評議員及び特別顧問、相談役に対する報酬額は、一人一日当たり 6 万円を限度額として、別途定める「役員及び評議員等の旅費規程」に基づくものとする。

## 第5条 (定例報酬及び役員賞与の支給方法)

定例報酬及び役員賞与の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等、支給に関する詳細は、別途定める職員を対象とする賃金規程（以下、「賃金規程」という。）に準拠する。

## 第6条 (退職慰労金)

- 1 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了か辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものと

する。

- 2 常勤役員に対する退職慰労金は、在任期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬年額の12分の1に相当する金額を合算して得られた金額を上限として、評議員会の議決により決定する。

#### **第7条 (費用)**

- 1 本財団は、役員および評議員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。
- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は賃金規程に準ずる。
- 3 役員及び評議員等には、出張に要する旅費(宿泊費を含む)を、別に定める「役員及び評議員等の旅費規程」に準じて支給することができる。

#### **第8条 (公表)**

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### **第9条 (改正手続)**

この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

#### **第10条 (補則)**

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、本財団が公益認定を受け、移行の登記をした日から実施する。
- 2 2020年3月6日 全面改正

## 別表

### 別表Ⅰ（常勤役員年額報酬表）

号	年額（円）
1	12,000,000
2	12,500,000
3	13,000,000
4	13,500,000
5	14,000,000
6	14,500,000
7	15,000,000
8	15,500,000
9	16,000,000
10	16,500,000
11	17,000,000
12	17,500,000
13	18,000,000
14	18,500,000
15	19,000,000
16	19,500,000
17	20,000,000
18	20,500,000
19	21,000,000
20	21,500,000
21	22,000,000

### 別表Ⅱ（非常勤役員等年額報酬表）

号	年額（円）
1	1,200,000
2	1,800,000
3	2,400,000
4	3,000,000
5	3,600,000
6	4,200,000
7	4,800,000
8	5,400,000
9	6,000,000
10	6,600,000
11	7,200,000
12	7,800,000
13	8,400,000